平成２５年（家）第１１３号
長野県飯田市中央通り４丁目３番１　丘の上法律事務所
申立人　渡邉　恭子
本籍長野県飯田市知久町４丁目1243番地４、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日平成18年２月１日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和15年８月１日、職業不詳
被相続人　亡　原田　和男
催告期間満了日　平成26年３月21日
長野家庭裁判所飯田支部

平成２５年（家）第１０３４号
埼玉県川口市戸塚２―21―31ベルエリゼ201南埼玉法律事務所
申立人　高倉　光俊
本籍東京都北区志茂３丁目41番地９、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1334番地　ニチイホーム大宮、死亡の場所埼玉県さいたま市北区、死亡年月日平成24年８月28日、出生の場所群馬県群馬郡上郊村、出生年月日大正６年１月13日、職業無職
被相続人　亡　塚越千代子
催告期間満了日　平成26年３月17日
さいたま家庭裁判所

平成２５年（家）第９４号
埼玉県幸手市北１－８－８　栗田法律事務所
申立人　弁護士　栗田　和美
本籍埼玉県飯能市大字上赤工299番地１、最後の住所埼玉県飯能市大字上赤工299番地の１、死亡の場所埼玉県飯能市、死亡年月日平成24年11月７日、出生の場所埼玉県飯能市、出生年月日大正14年９月４日、職業無職
被相続人　亡　中野　弘資
催告期間満了日　平成26年３月31日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

平成２５年（家）第７１５８８号
東京都千代田区麹町３－３－８丸増麹町ビル２階鈴木総合法律事務所
申立人　鈴木　洋子
本籍東京都大田区南蒲田１丁目11番地４、最後の住所東京都大田区本羽田２丁目４番３―101号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成23年12月６日、出生の場所東京市蒲田区、出生年月日昭和15年11月13日、職業無職
被相続人　亡　金子　紀子
催告期間満了日　平成26年３月31日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１５９０号
東京都千代田区飯田橋１―９―７池谷ビル３階吉村法律事務所
申立人　吉村　　浩
本籍長野県木曽郡木曽町福島5217番地、最後の住所東京都墨田区本所３丁目16番５号坂本ビル301号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日推定平成18年１月２日、出生の場所長野県西筑摩郡福島町、出生年月日昭和28年８月27日、職業会社員
被相続人　亡　陶山　安信
催告期間満了日　平成26年３月31日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１５８７号
東京都豊島区東池袋１―17―３ウェルシャン池袋207号室
申立人　杉田　昌子
本籍東京都文京区本駒込５丁目275番地、最後の住所東京都江戸川区平井２丁目23番４号月美荘202、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成24年11月30日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日大正７年11月17日、職業無職
被相続人　亡　関　　松次
催告期間満了日　平成26年３月31日
東京家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第４６４号
埼玉県北本市下石戸下1517―１台原住宅202
申立人　中井　　歩
本籍埼玉県さいたま市浦和区前地２丁目76番地、最後の住所埼玉県川口市西青木１丁目16番10号西青木コーポ203号
不在者　井田　俊和
昭和15年11月14日生
届出期間満了日　平成25年10月28日
さいたま家庭裁判所

失踪宣告

平成２４年（家）第９９１６号
本籍東京都荒川区南千住２丁目77番地、最後の所在中国吉林省新京以下不詳
今次戦争による生死不明者　清水　昌子
大正15年８月30日生
平成25年８月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１０１４０号
本籍東京都大島町元町11番地、最後の所在中華人民共和国湖南省長沙市通泰門青山寄廬
今次戦争による生死不明者　古谷徳太郎
大正３年８月24日生
平成25年８月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３４７号
新潟県五泉市太田２丁目３番６号
債務者　有限会社インテリア羽下
代表者代表取締役　羽下　　武
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　　崇
４　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５０号
新潟市西区五十嵐中島５丁目22番18号
債務者　有限会社マルユウ商事
代表者代表取締役　遠藤　　勇
１　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小海　要吉
４　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
静岡県伊豆市柏久保528番地
債務者　有限会社樋川製作所
代表者代表取締役　樋川　光男
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３６５９号
大阪市東住吉区今川２丁目10番15号
債務者　株式会社ユーコー
代表者代表取締役　岡本　公一
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　正輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８０号
大阪市阿倍野区晴明通11―55
債務者　株式会社ティケィアール
代表者代表取締役　有馬　　司
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重次　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８８号
大阪府守口市大日町２丁目１番７号
債務者　有限会社フォトショップスマイル
代表者代表取締役　坂本　修二
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部